

■ だいわ商品券、もじょかカードご利用者様へのご案内 ■

上記ご利用者様の保護に関する措置について、下記のとおりお知らせいたします。

1.資金決済法第 14 条第 1 項の規定の趣旨及び同法第 31 条第 1 項に規定する権利の内容

前払式支払手段の利用者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられています。前払式手段の利用者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

2.発行保証金の保全の方法

当社は、資金決済法第 14 条第 1 項に基づく発行保証金について、株式会社鹿児島銀行との間で発行保証金保全契約を締結する方法によって保全しています。

3.発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

当社が発行する商品券、もじょかカードの盗難・紛失または滅失などに関しましては、当社は一切その責を負いません。管理には十分ご注意ください。

以上